

2 一次選抜・二次選抜・転入学・編入学・再入学

広島県の公立高等学校の入試には、一次選抜・二次選抜・転入学者選抜・編入学者選抜・再入学者選抜があります。その違いについて整理しておきましょう。

種類	内容
一次選抜	全ての学科・コースにおいて実施される選抜のこと。
二次選抜	一次選抜の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合に実施される選抜のこと。
転入学	現在、どこかの高等学校に在籍している生徒が他の高等学校の相当学年に移動すること。全日制の課程・定時制の課程については、一家転住等により現在の在籍校に物理的に通学できなくなった場合。
編入学	以前どこかの高等学校に在籍し、単位の一部を修得して退学した者や海外の高等学校に在籍し、保護者の転勤等で転居する者、特別支援学校の高等部や高等専門学校等に在学する者が高等学校へ入学すること。
再入学	退学した高等学校へ再度入学すること。

一次選抜、二次選抜は、中学校卒業後に高等学校へ入学するために受検する入試のことですが、以前どこかの高等学校に在籍し、単位を全く修得できず（0単位）に退学した場合も、新たに高等学校へ入学するためにはこの選抜を受検することになります。

転入学については、広島県の公立高等学校の場合、全日制の課程や定時制の課程からの転入学は、「原則、保護者の転勤等に伴う転居等一家転住者であり、一家転住により、現在通学している高等学校（国公立・私立は問いません。）に物理的に通学できなくなった場合」（広島県教育委員会他『令和7年度用 広島県の公立高等学校へ転入学を希望する生徒・保護者の皆様へ』）という要件を満たさなければならぬため、近隣の公立高等学校（通信制の課程を除く）に転入学したいと思っても、そもそも転入学者選抜を受けることができません。一部の単位を修得していれば、今の学校を退学して、編入学者選抜を受けることができます（合格できなければ浪人となってしまう危険もあります）が、単位を全く修得できていなければ、編入学者選抜を受けることはできません。

したがって、広島県で、現在在籍している全日制の課程・定時制の課程の高等学校から近隣の公立高等学校へ転入学しようと思うと、通信制の課程の高等学校への転入学しかありません。（「定時制・通信制の高等学校」の第6章（6-2）を参照）

なお、転入学・編入学・再入学については、広島県教育委員会のHPに詳しい記載があります。

[転入学（628384.pdf）](#)

[編入学・再入学（628493.pdf）](#)

それでも、自分はどの試験を受ければよいのか、よく分からぬという場合は、広島みらい創生高等学校のHPも参考としてみてください。（file1581.pdf）